

議長（福田会長）

会議資料４ページの議案第２９号「特別職の身分の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

議案第２９号「特別職の身分の取扱いについて」ご説明いたします。別冊の参考資料では９ページから１４ページですので、併せてご覧ください。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、まず第１項として、教育長を含みまず常勤特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。上三川町、上河内町及び河内町の教育長を含む常勤特別職については、合併の前日をもって失職するものとするというものであります。

次に、第２項として、議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除くその他の非常勤特別職については、次のとおりとする。上三川町、上河内町及び河内町のその他の非常勤特別職については、基本的に失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、宇都宮市の制度・基準をもとに調整し、別に定めるものとするというものであります。

続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料の９ページをご覧ください。中段以下に１市３町の常勤特別職の種類が記載されておりますが、ご覧のような状況になっております。編入合併におきましては、原則として、編入される自治体の特別職は身分を失うこととなりますことから、協定文案第１項のような表現としたものであります。

また、非常勤の特別職につきましても、同様に身分を失うこととなりますが、新市において設置する必要があります非常勤の特別職については、宇都宮市の制度や基準をもとに調整して、引き続き設置しようとするものであります。

１０ページの（１）先進事例につきましては廿日市市ほか４市の例を記載しております。

（２）関係法令につきましては、地方公務員法ほか特別職に関する法令の抜粋を１０ページから１４ページに記載しておりますのでご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

議長（福田会長）

今の非常勤特別職は、議会議員、農業委員、消防団を除くと、他にどのようなものがあるか説明をお願いします。常勤特別職は９ページの資料のとおりでございますが、非常勤にはどういったものがあるのか、幾つか挙げてもらえますか。

事務局（小林人事課長）

非常勤の特別職でございますけれども、例えば、各町で自治会の会長さんを非常勤の特別職で扱っているものがございます。そういうものについては、いろいろ調整するというものでございます。

議長（福田会長）

自治会長だけですか。

事務局（小林人事課長）

私の知る限りそうだと思います。

議長（福田会長）

非常勤特別職の職種をだれか説明できますか。

事務局（渡辺行政経営課長）

地方公務員法の中で規定されております特別職はいろいろございますが、身近な例でいえば、嘱託医とか附属機関の委員とか専門員とかたくさん項目がございますが、そういう形で載っております。今思いつくのはそこら辺でして、申しわけございません。

議長（福田会長）

上三川町の助役さん、お願いします。

渡辺委員（上三川町）

上三川町は、非常勤特別職は約 800 人ほどおりますけれども、選挙管理委員会委員であるとか、教育委員であるとか、今出ました学校医の嘱託員であるとか、たくさんございます。

議長（福田会長）

自治会長さんも入って 800 人ですか。

渡辺委員（上三川町）

私の町の場合は、自治会長としては入っておりません。行政事務連絡員として位置付けておりますので、その形では自治会長が入っています。

議長（福田会長）

上三川町で 800 名の方がいらっしゃるということですから、他の 2 町でも、500 名とか 600 名の数字になっていくのかなと思います。

特別職並びに非常勤特別職の身分の取扱いについては説明が終わりましたが、ご意見等がございましたらお願いいたします。はい、福田委員。

福田（栄）委員（河内町）

ただいまの意見ですけれども、特別職となるものがそこまで出てくると、特別職が多いですね。こういう団体に加入しているから大丈夫なのだという事になると、例えば、社会福祉協議会の会長さんは非常勤ですね。あとは、うちの方で行っている区画整理審議会の審議委員とかが全部非常勤の特別職ということになるのですけれども、そういう方々の扱いはどういうふうに変わっていくのでしょうか。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（横松事務局長）

先ほどの特別職の身分についてでございますが、参考資料の11ページの上から2段目、3の特別職は左に掲げる職とするということで、第2項、第3項あたりにその辺の身分を有する職員が該当するものと思われまして。第2項では審議会の委員、第3項では臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員が入ることになってくるわけです。今のご質問のとおり、区画整理等における審議会についてもこういう身分を有するもの、さらには、国勢調査の非常勤の嘱託員についてもこういう身分に該当するわけでございますが、こういう職員については、新たに宇都宮市になったときに、宇都宮市の基準に基づきまして別に定めて、引き続き非常勤嘱託員として採用を続けるということでの調整案となったところでございます。

議長（福田会長）

今出た社会福祉協議会は、統合することで決まっていますか。

事務局（横松事務局長）

社会福祉協議会の職員につきましては、独立法人ということで、社会福祉法人という法人株を有する団体の職員に直接該当するという事で、非常勤特別職ではないということで、法人の職員ということになります。

事務局（河原行政経営部長）

社会福祉協議会について補足させていただきます。社会福祉協議会につきましては、新市として一本化するということになっていきますので、その中でそれぞれの支部とかいろいろの方策が考えられると思います。ですから、社会福祉協議会の一本化の中でどう

するかということが検討されていると考えております。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 29 号「特別職の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 29 号は原案のとおり決定いたします。